

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2018-180568(P2018-180568A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2018-157909(P2018-157909)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 5 3 5

G 03 G 15/20 5 1 5

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月19日(2019.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可撓性を有する無端状の定着ベルトと、

前記定着ベルトの内側に配置されて、当該定着ベルトを介して加圧回転体に圧接して記録媒体が搬送されるニップ部を形成する固定部材と、

前記定着ベルトの前記ニップ部以外の少なくとも一部に直接対向して、前記定着ベルトを加熱する加熱源と、

前記定着ベルトの内側において前記固定部材と前記加熱源との間に配置されて、前記固定部材に当接して当該固定部材を補強する対向面を有する補強部材と、

前記定着ベルトの幅方向両端部を保持する一対の保持部材と、

を備え、

記録媒体の搬送方向の上流側において前記固定部材と前記補強部材とが当接する上流側当接部から前記搬送方向の下流側において前記固定部材と前記補強部材とが当接する下流側当接部までの長さをBとして、前記搬送方向に対する前記補強部材の前記固定部材に対向する前記対向面の長さをCとしたときに、

B < C

なる関係が成立するとともに、

前記固定部材と前記補強部材とが、幅方向に略直交する断面でみたときに、2箇所で接触し、

前記一対の保持部材は前記定着ベルトの内側に挿入される挿入部を有し、

前記挿入部は前記定着ベルト内部でそれぞれ離間していることを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記補強部材は、前記対向面に対して上流側であって前記固定部材とは反対の方向に略垂直に設けられた上流側壁部と、前記対向面に対して下流側であって前記固定部材とは反対の方向に略垂直に設けられて前記上流側壁部に対向する下流側壁部と、を有することを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

【請求項3】

前記搬送方向に対して前記上流側当接部から前記下流側当接部までの範囲が前記補強部材の前記対向面の範囲に含まれるように形成されたことを特徴とする請求項1又は請求項

2に記載の定着装置。

【請求項4】

前記加熱源は、誘導加熱装置であることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれかに記載の定着装置。

【請求項5】

前記加熱源は、抵抗発熱体であることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれかに記載の定着装置。

【請求項6】

前記加熱源は、輻射熱源であることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれかに記載の定着装置。

【請求項7】

前記加熱源は、幅方向に直交する断面でみたときに、前記ニップ部における前記搬送方向の中心を通り前記搬送方向に直交する仮想直線上の位置になるように配置されたことを特徴とする請求項6に記載の定着装置。

【請求項8】

前記加熱源は、ハロゲンヒータであって、

前記補強部材と前記加熱源との間に反射部材を設けたことを特徴とする請求項1～3、6、7のいずれかに記載の定着装置。

【請求項9】

潤滑剤が含浸されて、前記固定部材の幅方向を覆うシート状部材を備えたことを特徴とする請求項1～請求項8のいずれかに記載の定着装置。

【請求項10】

前記シート状部材は、低摩擦材料からなることを特徴とする請求項9に記載の定着装置。

【請求項11】

請求項1～請求項10のいずれかに記載の定着装置を備えたことを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この発明の請求項1記載の発明にかかる定着装置は、可撓性を有する無端状の定着ベルトと、前記定着ベルトの内側に配置されて、当該定着ベルトを介して加圧回転体に圧接して記録媒体が搬送されるニップ部を形成する固定部材と、前記定着ベルトの前記ニップ部以外の少なくとも一部に直接対向して、前記定着ベルトを加熱する加熱源と、前記定着ベルトの内側において前記固定部材と前記加熱源との間に配置されて、前記固定部材に当接して当該固定部材を補強する対向面を有する補強部材と、前記定着ベルトの幅方向両端部を保持する一対の保持部材と、を備え、記録媒体の搬送方向の上流側において前記固定部材と前記補強部材とが当接する上流側当接部から前記搬送方向の下流側において前記固定部材と前記補強部材とが当接する下流側当接部までの長さをBとして、前記搬送方向に対する前記補強部材の前記固定部材に対向する前記対向面の長さをCとしたときに、B < Cなる関係が成立するとともに、前記固定部材と前記補強部材とが、幅方向に略直交する断面でみたときに、2箇所で接触し、前記一対の保持部材は前記定着ベルトの内側に挿入される挿入部を有し、前記挿入部は前記定着ベルト内部でそれぞれ離間しているものである。